

特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会（以下「事業協会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって事業協会の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)に事業協会が行う運営等事業に対して、市が交付するものをいう。

(交付の申請)

第3条 事業協会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 理由書
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められた時は、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を事業協会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を毎年度2回に分割して交付するものとする。

(実績報告)

第6条 事業協会は、事業等が完了したときは速やかに事業の収支計算に関する事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、事業協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。